

# タブレット（Chromebook）借用の流れ

## 1. 申請

借用の希望がある場合は、**物品借用申請書**を提出してもらいます。

## 2. 審査

申請書を提出された後に、貸出の審査を行います。審査がOKの場合は、**県立学校貸出用端末契約書**を渡すので、内容をよく読んだ後に記載して学校に提出してください。

## 3. 管理（準備・校内での手続き）

契約書に不備が無ければ、端末の準備を行います

## 4. 貸出

タブレット端末使用上の注意の読み合わせをして、タブレット・充電器・ケーブル・契約書のコピーを渡します。

※端末を購入した場合には速やかに、端末の返却をお願いします。

※端末は大切に使いましょう。壊れた場合は弁償になります。（保険に入ることをお勧めします）

※基本的に年度末にはいったん返却となりますが、次年度も必要であれば契約の更新が必要です。

物品借用申請書	
借用物品名	☑ 学習端末 / ☑ 電源ケーブル (※借用する物品のロネチェックする。)
数量	☑ 学習端末 : 1台 ☑ 電源ケーブル : 1個
借用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
使用の目的及び場所 (具体的に記載すること)	学校内及び家庭での学習活動
財産に関する争い 解決のために必要な 措置又は契約取消の 理由	貸出用端末として整備した物品を活用し、授業や家 庭での学習に対応するため。
有償減価償却の別	無償
その他参考となる 事項	
上記のとおり物品を貸付くださるよう申請します。 年 月 日	
(姓) 年 組 番 (氏名)	
申請者 (保護者) 捺印	
英里工業高等学校長 殿	

物品借用申請書

沖縄県立学校生徒貸出用学習端末に係る使用貸借契約書

貸主 沖縄県立英里工業高等学校校長 新城英人 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)(及び借主の連帯保証人 (以下「丙」という。))は、次のとおり使用貸借契約を締結する。

(貸付の趣旨)

第1条 学校及び家庭における学習に使用する学習端末について、経済的その他の事情により購入することが困難な生徒に対し、甲が管理する貸出用学習端末 (以下「貸出端末」という。)を乙に貸し付けるものとする。

(貸出端末)

第2条 甲が乙に貸し付ける学習端末は、次のとおりとする。

機種名 : Chromebook300 2-in-1 (Minimo 16-PC-00)

物品番号 : 000000

付属品 : ACアダプター

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までとする。

2 前項にかかわらず、乙が貸出用学習端末の貸付の対象でなくなった場合 (退学のための給付金の学校振替を申しないこととなった場合等)は、甲は、乙に対し、学習端末の返却を求めるものとする。

(貸付料)

第4条 貸付料は、無償とする。

(貸出端末の管理等)

第5条 貸出端末の使用、維持及び返還に要する費用は、乙において負担するものとする。

2 貸出端末について甲の返還要求があったときは、貸付期間満了前であっても乙は直ちに返還するものとする。

3 貸出端末を返還する機会において、乙が貸出端末に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても甲に請求しないものとする。

4 乙は貸出端末を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

5 乙は貸出端末の全部又は一部を丢失し、又は損壊したときは、直ちに甲にその状況を報告するものとする。

6 乙は、貸出端末を丢失し、又は損壊したときは、乙の負担により、損害を賠償し、又は修繕を行うものとする。ただし、乙の責にやらない場合は、この限りではない。

(保証協力義務)

第6条 甲は、必要に応じて貸出端末の使用状況等を確認することができることとし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、貸出端末の資格審査のために、乙に係る奨学のための給付金の資格審査に係る書類を確認することができることとし、乙はこれを承諾するものとする。

(総則)

第7条 本契約に定めのない事項又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、協議に基づきこれを処理するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県沖縄市恩園5丁目4番2号  
沖縄県立英里工業高等学校  
校長 新城 英人 印

乙 沖縄県〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号  
〇〇 〇〇 印  
(生徒名: 〇〇 〇〇)

丙 (連帯保証人)  
沖縄県〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号  
〇〇 〇〇 印

県立学校貸出用端末申請書